

選考基準

以下の指数表のとおり、保育にあたれない状況により選考会にて審査します。

保育所入所基準

番号	保護者の状況(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)				指数	承諾期間	
	類型	細目					
1	居宅外 労働	外勤	週5日以上 の就労	昼間7時間以上の就労を常態	10	最長 就学前 まで	
				昼間4時間以上7時間未満の就労を常態	9		
			週4日以上 の就労	昼間7時間以上の就労を常態	9		
				昼間4時間以上7時間未満の就労を常態	8		
			週3日以上 の就労	昼間7時間以上の就労を常態	8		
				昼間4時間以上7時間未満の就労を常態	7		
		その他	上記に掲げるもののほか、勤務の態様から明らかに保育に欠けるものと認められる場合		6		
2	居宅内 労働 (在宅勤務を含む。)	危険なもの を扱う 業種	週5日以上 の就労	昼間7時間以上の就労を常態	10	最長 就学前 まで	
				昼間4時間以上7時間未満の就労を常態	9		
			週4日以上 の就労	昼間7時間以上の就労を常態	9		
				昼間4時間以上7時間未満の就労を常態	8		
			週3日以上 の就労	昼間7時間以上の就労を常態	8		
				昼間4時間以上7時間未満の就労を常態	7		
		その他の 業種	週5日以上 の就労	昼間7時間以上の就労を常態	9		
				昼間4時間以上7時間未満の就労を常態	8		
			週4日以上 の就労	昼間7時間以上の就労を常態	8		
				昼間4時間以上7時間未満の就労を常態	7		
			週3日以上 の就労	昼間7時間以上の就労を常態	7		
昼間4時間以上7時間未満の就労を常態	6						
3	疾病 負傷 障害 出産	疾病 負傷	入院(概ね1か月以上)している場合		10	最長 就学前 まで	
			居宅内	常時臥床又は頻繁に通院を要する場合(概ね1か月以上)			10
				精神性・感染性疾病(概ね1か月以上)の場合			10
				上記以外の一般療養(概ね1か月以上)の場合			8
		障害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1～3度、保健福祉手帳1～3級		10		
			身体障害者手帳3級、愛の手帳4度		8		
			身体障害者手帳4級		6		
出産	出産の前後で保育できない場合		7	最長5か月			
4	同居親族 の看護 介護	病院等付添い(入院、通院等の付添いが常態の場合)			10	最長 就学前 まで	
		自宅付添い(寝たきり高齢者、重度障害者等を常時看護・介護する場合)			9		
		自宅付添いで上記以外の看護・介護			6		
		施設等付添い(施設等通所付添いで、週に3日以上かつ昼間4時間以上を要する場合)			7		
5	災害	火災による家屋の損傷その他災害復旧のため保育に当たれない場合			10		
6	条例 第2条 第7号 による 事項	求職中	求職のため、昼間外出を常態としている場合		5	1か月	
		就学	学校教育法に定める学校、国・都・市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合		7	最長 就学前 まで	
			上記のほか、就職又は事業開始に必要な技能習得中で、昼間外出を常態としている場合		6		
		技能 習得	日本語習得のための各種専門学校等へ通学している場合		5	最長6か月	
			同居以外の親族の看護・介護を常態としている場合			9～5	最長就学 前まで
		上記各号に掲げるものの外で、保育を必要と認められる場合			10～5		

選考基準

加算調整指数

- | | |
|--|-----------|
| 1 ひとり親世帯及びこれに準ずる世帯 | 1世帯当たり+2点 |
| 2 生活保護世帯及びこれに準ずる世帯 | 1世帯当たり+2点 |
| 3 求職中のうち、外勤(指数9以上)の就職内定又は自営(指数9以上)において就労することが確実な場合 | 1人当たり+1点 |
| 4 年齢上限のある保育園から転園の場合(4月入園のみ) | 1世帯当たり+1点 |
| 5 現在児童が2園にわたって入所していて、転園により同一園とする場合 | 1世帯当たり+1点 |
| 6 兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所の場合 | 1世帯当たり+1点 |

減算調整指数(区民以外の場合)

- | | |
|---------------------|----------|
| 1 保護者の勤務地が中野区内にある場合 | 1人当たり-2点 |
| 2 保護者の勤務地が中野区内にない場合 | 1人当たり-4点 |

備考

- 1 父と母の指数を合算したものを基礎とする。
- 2 父又は母が死亡、行方不明、離婚、単身赴任その他の状況により不存在と認められる場合は、当該父又は母の指数は、1人当たり10点とする。

選考の際、指数(調整後)が同じ場合は、原則として、既に就労中など現に保育に欠けている世帯を優先して選考します。

また、下記のとおり家庭状況、経済状況等を勘案して選考します。

- ・認可外保育施設等に当該児童を預けている世帯
- ・家庭福祉員に当該児童を預けている世帯
- ・同居児童が既に入園済みの世帯
- ・双子同時申込み
- ・同居児童同時入所予定者
- ・ひとり親世帯
- ・就労期間(保育に欠けている期間)が3ヶ月以上に及ぶ世帯
- ・同一敷地内に居住している祖父母等(65才以上、就労、疾病を除く)がいない世帯
- ・保育料の階層が低位の世帯
- ・課税額が低位の世帯